

第2回
独立行政法人評価委員会
住宅金融支援機構分科会

議 事 録

日時：平成19年3月19日(月)15:00～17:00
場所：国土交通省中央合同庁舎2号館低層棟共用会議室3

【佐々木住宅資金管理官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙中のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。国土交通省の住宅資金管理官の佐々木でございます。

それでは、開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧いただきたいと思います。議事次第の下にあるものでございますが、資料1-1の中期目標、資料1-2の中期計画、資料2の業務方法書、資料3-1の役員報酬規程、資料3-2の役員退職手当規程、資料4-1の長期借入金計画、資料4-2の財形住宅債券の発行計画、資料5の償還計画でございます。以下、参考資料とありますが、機構の業務運営のあり方に関する議論の経緯等、参考資料2で予算・資金計画・収支計画について、それから参考資料3でございますが、機構の保有する固定資産について、参考資料4が業務方法書（案）について、参考資料5が役員報酬規程（案）の概要、参考資料6が役員退職手当規程（案）の概要、参考資料7が長期借入金計画、債券の発行計画及び償還計画について。以上でございます。落丁があれば事務局にご連絡いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます前に、前回ご欠席された委員の方をご紹介させていただきます。東京大学空間情報科学研究センター教授の浅見泰司委員でございます。

【浅見委員】 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木住宅資金管理官】 なお、吉野委員におかれましては本日所用のため、ご欠席されております。また、櫻井委員におかれましては、出席の連絡をいただいておりますが、若干遅れていらっしゃるようでございます。

定数でございますが、現在のところ当分科会委員8名のうち6名のご出席をいただいておりますので、評価委員会で規定する定足数であります過半数の出席を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日は住宅金融公庫総裁にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。住宅金融公庫、島田精一総裁でございます。

【住宅金融公庫 島田総裁】 よろしく申し上げます。

【佐々木住宅資金管理官】 本日の議事はお手元にお配りしております議事次第のとおりでございますが、前回同様、本日の分科会及び資料につきましては公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、村本分科会長、よろしくお願いいたします。

【村本分科会長】 それでは、委員の皆様、大変お忙しいところをありがとうございます。早速、議事に入りたいと思います。

今日は前回の中期目標、中期計画についてのご意見をいただいた分を確認することと、それ以下、業務方法書以下の案件をご審議いただくこととでございます。

最初に、前回の分科会で中期計画、中期目標についてさまざまなご意見をいただきました。そのご意見をベースにいたしまして事務局が修正したものがございますので、まずそのご説明からお願いしたいと思います。

【淡野企画専門官】 企画専門官の淡野でございます。私のほうからは議事の1点目、中期目標の案と中期計画の案についてご説明をさせていただきます。お手元の資料の1-1、1-2、そして参考資料の1、2、3を使いながら説明をさせていただきます。

それでは、資料の1-1をご覧くださいと思います。前回の分科会におきましては機構の業務のあり方に関しまして、大きな方向についてもある程度示す必要があるというご意見等がございました。参考資料1の1ページ目に住宅金融支援機構の果たすべき役割とか、業務運営のあり方についてどのような議論があったかという経緯を1ページ目に、そして分科会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会等の役割につきまして2ページ目にお示ししてございます。そして、3ページ目、4ページ目に根拠条文として、中期目標、中期計画、そして業績評価におきまして主務大臣と分科会評価委員会の役割について規定されている部分を抜粋してございます。

こちらの1ページ目に記載されている各種の審議会・研究会における計画や、答申でお示しいただいた方向を資料の1-1の1ページにございます前文として今回追加をしてございます。特に資料の1-1、1ページ目の前文の後半のほうでは住宅金融支援機構の関与を通じまして不当な融資選別の防止でございますとか、住宅の質の向上確保でございますとか、あとはMBS市場の発展を図っていくことの必要性等についても前回のご議論等を踏まえ、触れているという状況にございます。そして、資料の1-1の3ページ目の証券化支援業務の(1)総論のところでは、特に不当な融資選別の排除ですとか、あとは人というよりも物を見て貸すということから、基準の策定において質の向上等に配慮するということについても明確化してございます。また、資料の1-1の6ページをご覧くださいますと、リスク管理の徹底ということで、前回の分科会におきましてモラルハザードの防止を図っていく必要があるというご指摘等がございましたので、3の「リスク管理の徹底」というところの(2)のところでは融資先のデフォルト率とか、回収率等の結果に応じて提示金利とか、保証料等の見直しを行っていくということも明確化してございます。そして、資料の1-1の7ページ目でございますけど、「その他業務運営に関する重要事項」の1の(2)で、平成23年度におきましても人件費改革の継続を図るということについて追加をしてございます。こちらはすべての独法に共通の事項として財務省のほうから方針が示されましたので追加をしているという事項でございます。

続きまして、資料の1-2、中期計画の案でございます。こちらは基本的に9ページまでは前回お諮りした骨格案と主要なところはすべて同じでございます。ただ、8ページの重要な財産の処分に関する計画のところ、前は宿舎を札幌、金沢、熊本について処分を予定してございましたが、熊本の宿舎が今年度中に売却が行えた結果として落ちているということで、2つの宿舎の処分の計画をここで記述してございます。そして、10ページ以降が今回初めてお諮りする別表1、2、3ということで、予算・収支計画・資金計画を法人全体が10ページ、11ページ以降に勘定ごとにお示ししてございます。

こちらにつきましては、参考資料の2のほうでご説明をさせていただきます。前回の分科会におきまして、独法一期中に国のほうからの一般会計からの補給金が発生する構造ですとか、一期中にどの程度の金額を見込んでいるかということについてきちんと報告をしていただきたいというご指摘がございましたので、参考資料の2の前半は補給金の発生の背景を紹介してございます。

参考資料の2の1ページ目は従来の直接融資で財政融資資金から住宅金融公庫が資金を借り入れて、エンドユーザーに貸し付けるという全体の構図を紹介してございます。2ページ目にその財投金利とエンドユーザーに貸し付ける金利の水準の変化をお示ししてございます。このように平成8年度までは基本的に逆ざやでございました。この背景といたしましては、エンドユーザーに貸し付ける金利は上限設定等がございましたので、調達する金利のほうが上回るという状況がございました。そして、平成9年以降に制度を変更いたしまして基本的に順ざやに変わってきておりますけれども、3ページ目でございますように、昔の高金利で調達した資金についてエンドユーザーから繰上償還が増えた結果として、金利収支差が本来平成9年度以降ずっと縮小していくはずであったのが、平成14年以降、15年、16年と逆に拡大したという状況にございました。この逆ざやを原因として補給金を受け入れる必要がずっとございまして、4ページ目でございますように、補給金とその補給金で埋めきれなかった部分を次年度以降に交付する交付金として非常に多額の金額を投入してきたという状況にございます。そして、5ページ以降、このような補給金に依存した経営の状況から脱却をするために財政融資資金の繰上償還、補償金を伴わない繰上償還を平成17年度以降行っております。繰上償還は、5ページ目でございますように、抜本的な事業の見直しでございまして、撤退する事業の経理を明確化することと、経営改善計画の策定等が前提となっております。これらについてすべて対応を行った上で、平成17年度に1兆6,000億円、今年度に2兆円、平成19年度予算では2兆7,000億円の繰上償還を行うこととしております。6ページ目でございますように、繰上償還の結果、金利収支差が大幅に改善し、平成16年度以降補給金をずっと圧縮し続けてございます。6ページ目の一番下でございますように独法一期中の補給金も平成23年度までに大幅に圧縮をいたしまして、独法二期以降は補給金に依存しない財務構造に転換をするということを予定してございます。

資料1-2の中期計画中に補給金の総額等を記載してございます。ページでいきますと、資料1-2の10ページ目の別表1の一番初めに政府の補給金が5,682億円、こちらは先ほどの参考資料の2の6ページ目でございます5,682億円という独法一期中の補給金の合計金額を示してございます。そして、参考資料の7ページ目以降は独法一期中の経常収支の推移等でございます。経常収支の5年間の総トータルにつきましては、資料1-2の10ページ目の別表2に収支計画ということでお示ししてございます。その年度別の経常収支が参考資料2の7ページ目でございますけれども、既往債権勘定が財政融資資金への繰上償還により収支が改善する結果として、平成23年度には経常収支で黒字化するということを予定してございます。結果として、資料1-2の10ページ目の別表2にございますように、経常収支ベースでの損失は3,290億円ほど計上してございますけど、これがその参考資料の2のほうの7ページ目の数字の合計から来てございます。

資料1-2の別表2をご覧くださいますと、純損失の後に目的積立金の取り崩しが1,317億円ございまして、結果として総損失のベースでは1,972億円余というふうになってございます。この目的積立金の取り崩しはその次のページをご覧くださいたいんですけれども、参考資料2の8ページ目に年度別の経常収益を勘定別に内訳をお示した棒グラフを掲載してございますけれども、このうち住宅資金貸付等勘定、協会承継分の団体信用生命保険等事業を中心とした勘定で

すけれども、こちらのほうが平成23年度になりましても収益が費用よりも唯一低い、赤字ベースになっているということから、こちらを埋めるために積立金を取り崩すという構造になってございます。

こちらの団体信用生命保険等の業務のほうが赤字になってくる背景を参考資料2の9ページのほうに紹介してございます。公庫団信といわれているこの団体信用生命保険の仕組みといたしましては、エンドユーザーから徴収する特約料と保険会社に支払う保険料の水準が収支を規定しており、従来はこの特約料のほうが保険料よりも高い状況、つまり収入のほうが支出よりも大きいという状況にあったんですけれども、直接融資の新規の件数が減った影響により団体信用生命保険の新規の加入者が大幅に減ったことから、既存契約者の高齢化が進んだ結果として、保険料のほうがこの特約料を平成17年から逆転する状況になってございます。この結果として、独法一期中は9ページの一番下にございますように、200億円から300億円程度を基金のほうから取り崩しつつ、経常収支のほうの損失を埋めていくという予定にしております。この9ページの一冊下の取り崩し額、各年度の金額の合計が1,317億円ということで、先ほどの資料1-2の10ページ目の別表2にございます目的積立金の取り崩し額に対応している金額でございます。

そして、前回の分科会におきまして、この団体信用生命保険等業務の料率について水準を明らかにしてほしいということで、参考資料2の10ページ目に料率が公庫団信以外に明らかになっているものとして、財形住宅貸付の転貸融資を行ってございます財形住宅金融と都市再生機構の宅地分譲に関する割賦返済を行う場合の団体信用生命保険等業務のほうが料率が明らかになってございますので、一覧表で特約料と加入形態、徴収方法をお示ししてございます。この財形住宅金融と都市再生機構の団信の中間的な水準に現在の公庫団信はあるという状況にございます。この参考資料2の9ページ目にございますように、平成17年度決算ベースで保証協会のほうでこの団信特約料の長期安定化積立基金を3,105億円ほど計上してございますので、当面はこちらの基金の取り崩しを行うことで、特約料は据え置くことが可能ではないかと考えている状況にございます。

続きまして、関連して参考資料の3でございますけれども、こちらは先ほどの財産の処分で独法一期中に宿舍を2つ売却することを予定していると報告をさせていただきましたが、機構が保有する固定資産の全体像を示してほしいというご指摘が前回ございましたので、参考資料3のほうでご説明をさせていただきます。公庫が現在保有している資産は、本店と支店の事務所と職員の宿舍と運動場でございます。事務所のほうは参考資料3の1ページ目にございますように、本店以外に9つの支店を所有、2つの支店を賃貸してございましたけど、平成19年度からは首都圏支店が本店の事務所内に移転する結果として、賃借する支店は1支店と変更になってまいります。各支店で行っている業務と人員の配置例を1ページ目の一番下に掲げてございます。大阪のように大きな支店では証券化支援、債権管理、賃貸等の審査にほぼ同じような人数が、北海道のように小規模な支店では主として債権管理に多くの人数が張りついているという状況にございます。そして、参考資料3の2ページ目が宿舍の一覧でございます。全国に562戸、既に閉鎖して一期中に処分する予定の9戸を含んでございます。一覧表は3ページ目のほうに掲げてござい

ますけれども、平成18年度ベースの各支店・本店の定員に比較して6割、7割というような戸数を管理して保有しているという状況でございます。既に平成17年、18年度に47戸の宿舍を処分してございますけれども、今後も恒常的に空きが生じるような地域につきましては集約化を図りつつ、順次処分を考えている状況でございます。そして、3つ目の資産として、政府系金融機関8機関で共有している公庫の総合運動場を引き続き共有で保有し、共同利用していく予定でございます。

以上が中期目標、中期計画に関する説明でございます。

【村本分科会長】 ありがとうございます。

前のご議論がございましたところを中心に説明をいただきましたが、何か重ねて問題があるようでしたらご指摘いただきたいと思っております。

【大垣委員】 しつこいですけれども、団信について民間金融機関が不明と書かれていますが、これは利息に含めてあるために保険料に該当する部分がわからないということですね。しかし、保険会社なりに聞けば分かるはずのものです。要するにそういう調査をする努力をする気がないということですね。

それから、何回も申し上げているように、サービサー毎に個別に団信に入るというオプションもあるはずなので、そういう方向である程度その制度を見直していくということを意識されているのか。あるいは、旧勘定にこんなにたくさんの積立基金があるというのは初めて見ましたが、そうであればよいよのこと旧勘定の中で処理をしていけばよいのだと思うので、新勘定について何らかの別の制度を検討する等のことをするというものかということ、この趣旨はどういう方向なのかが見てとれないので教えていただけますか。

【淡野企画専門官】 方向として、ある制度に変えるということが確定している状況ではございません。積立基金がございますので、単年度の収支が赤字となったから全体の特約料をすぐ上げる必要があるという状況には今はございませんので、いろいろなご意見を踏まえつつ、国土交通省と機構のほうで団信制度のあり方についてはゼロベースで検討はしていきたいと考えております。

【大垣委員】 新規の部分だけであれば、民間のところは不明ということでもう言い切っておりますので、低くないということを行わなければならない資料のようですが、少なくとも事実としては、民間の団信保険料は公庫団信よりはかなり安いので、全体でこうやっていると今の率が維持できるからいいんだという議論だけでは成り立たないと思うんですね。結果的にはやはりその新規の利用者が古い勘定の方の死亡率に影響されているということは間違いのない事実だと思うので、過去分が積立金で十分吸収できるのなら新規分と分けることには問題はないはずだし、そうでないなら、具体的にどの程度不足しているのか、そして、規模が大幅に縮小したフラット35の顧客が直貸顧客の年齢上昇の面倒を当然に見る構造になっていること、そして、それ以外に選択肢がないことの是非を明らかにした上、何らかの制度の見直しを考えていただくということをお願いしたいということなんです。また、生保側のプライシングに全く競争原理が働く余地がない談合的仕組みというものを維持し続けることの是非も議論されるべきだと思います。

【佐々木住宅資金管理官】 今の点につきましては、確かに前のご指摘をいただいて、公庫とも

議論をいたしましたけれども、確実な方向は出ておりません。例えば、分科会長、大垣先生、深田先生に入っていたている住宅ローン商品改善ワーキングチームというような場もございますので、団信のあり方を含め検討してまいりたいと考えます。

【村本分科会長】 大垣さんのご意見もそれはちゃんと検討すべきだというご意見ですね。

【大垣委員】 これはすべきだと思います。やはりこれだけ商品が自由化されているのに、公庫利用者について保険の商品の選択の自由を与えないというのは適切ではない。これはどちらかという、競争を阻害していると積極的に申し上げていいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

【村本分科会長】 おそらく4月以降これについては年度計画等の中でご検討いただけるものだろうと思っておりますので、「一層の効率化に努める」というような表現がありますので、このご意見は受けとめていただきたいと思います。確かにこの分野は大垣さんは専門だからよくわかっているんですけど、あんまりデータもなくて比較できない分野ではあるんだろうと思うんですけども、保険会社の理論というのはそう長期でよくわからないところもわかるものですから。

ほかにいかがでしょうか。前回の積み残しでこれは載っていないじゃないかというようなご意見があれば。

【後委員】 要するに前回の議論が中期計画にどのように反映されたんでしょうか。

【淡野企画専門官】 よろしいでしょうか。

【村本分科会長】 どうぞ。

【淡野企画専門官】 先ほど資料1-1の説明の際に簡単に口頭で触れさせていただいたんですが、前のご議論の際に、従来、審議会ですとか、いろいろな報告書等で示されてきたような大きな方向をやはり中期目標等でも示す必要があるのではないかというご指摘がございましたので、前文を追加してございます。特に個別の指摘といたしましては、人を見て貸すのではなくて、物を見て貸すというような大きな方向ですとか、質の確保ですとか、公的機関として機構が果たしていくべき役割について明確化する必要があるのではないかと。また、MBSの市場の育成・発展についても機構として先導的な役割を果たしていくということが重要ではないかというご指摘がございましたので、そちらを資料の1-1の前文の後半のほうで個別に記載をしてございます。また、中期目標の本文中でございますけども、3ページのほうでも先ほどご紹介させていただいたの1.(1)で不当な融資選別の排除の件、で質の確保・向上の件、また、委員よりご指摘のございましたモラルハザードの防止の件につきましても6ページの3.(2)のほうでデフォルト率とか回収率等のモニタリング結果に応じた保証料の設定等を行うということを明確化してございます。主な指摘事項につきましてはこのような点に反映をさせていただいてございます。

そして、中期計画のほうで補給金についての総額等についても明確にしていきたいというご指摘に対応する形で、中期計画の予算等の別表1、別表3のほうで政府補給金等の第一期中期計画期間中の総額等について記述をしているという状況にございます。

以上でございます。

【後委員】 でしたら、例えば、前回お配りいただいた資料3の中期計画骨格案に中期目標と中

期計画ときちんとかういう表になっているわけなので、やはりそれとの異同をきちんとわかりやすく1つ1つしていただきたいというのは、前回お願いしてきたつもりなんですけれども、要するにその文言が入れかわっているというふうに、前回のものと、当該箇所が入れかわっているというふうに理解してよろしいですか。

【淡野企画専門官】 前文自体は一から追加してございます。本文中の内容については骨格案のほうでは非常に短く書いてあったものをより明確化して、ご指摘に対応する形で膨らませて差しかえてございます。

【後委員】 じゃ、その改訂の骨格案のこの表はきょうはないということですね。

【淡野企画専門官】 はい。前回お配りした資料も骨格案でございましたので、もう最終形がこの資料の1 - 1と1 - 2のほうでございます。

【後委員】 こっちに変わったんですか。

【淡野企画専門官】 はい。もうこちらが最終形でございます。

【村本分科会長】 必要であれば、前回の骨格案に修正した箇所をわかるようなものをお願いします。

【佐々木住宅資金管理官】 修正した箇所を後でお配りするようにします。

【村本分科会長】 そのほうがわかりやすいかもしれません。

【大垣委員】 その結果、目標がある程度具体化したものが計画ですよ。

【佐々木住宅資金管理官】 そうです。

【大垣委員】 ですから、期末にはこれに対して星取り表というか、達成ができたかどうかというのを判断するという建前になっているわけですよ。

【佐々木住宅資金管理官】 そうです。

【大垣委員】 そうすると、付け加えていただいたものは、ある意味非常に定性的なものが多いと思うんですが、具体的に例えば、何度かおっしゃっている中に、物に貸すとかというふうなことが仮に入ったんだとすると、それは一体目標の具体的なチェック項目としてはどこに盛り込まれているのでしょうか。

【淡野企画専門官】 資料1 - 1で申しますと、3ページの の1.(1)証券化支援業務の総論の のところで「職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行われないう、協議等を通じ、適切な融資審査の推進に努める。こちらがその不当な融資選別の排除にかかわる箇所でございます。

【大垣委員】 それは全く同じことが計画でもコピーしてあるだけなんですけど、協定書を締結して、融資条件の把握や審査のモニタリングを行うとおっしゃっていますけど、そもそも今はあまりやっていませんよね。今、非常に精力的にやっているんだしたら構わないが、どちらかというと、民間金融機関に比べると非常にある意味画一的というか、返済比率とかを満たせば大抵のものは通るというか、そういう形でおやりになっているので、物ということにまで言うのだとすると、むしろそこからさらに進んで、例えば低所得者層で返済比率基準ではぎりぎりになるようなものについても大変良質な物件について融資をする場合については一定の融資額の積み増しがあるとかというふうになっていくというのが、何となく素人考えでいうと自然な流れに思いますが、

この1は何を意図しているかということ、個別にむしろ変なことをやっていないかチェックする以上のものではないような気がするんですけど、他はないんでしょうか。

【淡野企画専門官】 おっしゃっているようなノンリコース的な考えのところまでは踏み込んで記載はしてごませません。

【大垣委員】 いや、踏み込まないでいいんですけど、全く踏み込んでいないじゃないかと申し上げているんですけど、どこか片鱗でも踏み込んでいるところがあるんでしょうか。

【淡野企画専門官】 民間ではやっていないことといたしましては、その買取基準ですとか保証基準で最低限の耐久性ですとか、省エネルギーですとか、そういう最低限の質の確保を基準として課しているという点でございますので.....。

【大垣委員】 それは今やっていることですよ。目標でも何でもありませんよ。

【淡野企画専門官】 引き続き堅持していくことを求めています。

【大垣委員】 それだと目標とは言わないので、経営をなさる方に対して「これをお願いします」とお願いして達成できたかどうかを評価するのが目標だと思うので、今やっていることをちゃんとやりますというのは目標にはならないですよ。ですから、それこそが大事なんだということだったらそれで構わないんですけど、例えば、融資保険業務のところの2の(4)ですと、「住宅の質の確保・向上に配慮する」と書いてありますが、例えば来年の今ごろを想像してみると、「配慮しました」というふうに言われても、独法として頑張ったのかどうかというのが評価しようがないので、ここから定性目標については我々として見たらいいんでしょうかということです。そういうことも含めてお聞きしているんですけど、いかに前文で美辞麗句を付け加えられたとしても、「頑張りました」と言われて、「そうですか」と言って、これで終わってしまうわけですよ。前回、今回の進め方を拝見していると、来年になると、もはや何か目標を達成できていないとは言わせないという感じの会議になるはずのように思えます。「できなかったでしょう」と追及したからって何が起るといふ会議にはならないような気がするわけです。だから、むしろこういうところで定性的なもので漠としているものについてはなるべくブレークダウンして、これとこれとこれをやるんですと決めておいて、やったかどうかをチェックできるようにするというのが大事なことでないでしょうか。来年になってから「頑張りました」となるだけにしかすぎないような抽象的な文言で目標を書き込むだけだったらあまり意味がないと思うんですね。ですから、この後、別にここでなくてもいいんですが、島田総裁のご責任の中で、やはりこれを具体的にどう落とし込んだという形がレポートされるようなことは少なくともお願いしたいし、それを見ながら来年の成果についてのお話を伺いたいと思うんですが。

【淡野企画専門官】 よろしいでしょうか。今現在やっていることという点につきましてはそのとおりなんですけども、公庫という特殊法人から独法に移行しても引き続きその公庫が今現在行っていることを堅持するというのが目的にはなり得るのではないかとということで記載をしております。例えば、住宅融資保険の付保の基準等を定めるということは今後そういう付保の際の基準を決定する際には住宅の質の確保・向上に配慮する。具体的にそこでどういうふうな配慮をしたのかということについては検討して基準を策定した結果を当然ご報告いただいて、その具体的な対応を踏まえて評価をしていただくということになってくるかと思えます。

【佐々木住宅資金管理官】 まだこの段階では基準等を書き切れておりませんが、できる限り新機構と共同して基準を定めたものについてはあらかじめ皆様方にお知らせして、それを踏まえて実績を評価していただけるように対応したいと思います。

【大垣委員】 これを申し上げている理由は前回は別の皆さんからお話があったように、中期目標という以上は5年後にどうなっていきたいというのがやはりないと、ほとんどのものはやりませんと書いてあって、数字をこうしますということの羅列なので、前回もいみじくもおっしゃったように、今は法律でこう書いてあるんだからこれ以外のことはできなくて、5年後には要するに法律を変えない限りは別のことはしないんだから、今それをどうなりたいと議論しても仕方ないんだということだとしたら、それは、将来どうなりたいという目標は決められない会社なんだと言っているのと同じです。そうじゃないということは前回も確認したと思うんですね。だとしたら、やはりこの前文でお書きいただいている「良好なストック形成、ライフスタイル、ライフステージにおいて適切に住宅を選択することができる住宅市場の整備」と言われても、これに住宅金融がどういうふうにかかわっていくのかは非常に難しい問題だと思いますし、それをやっぱり5年後に向かって考えていくために、1個1個の目標があるんだと思うので、それを経過点として確認していきながら、5年後にこの目標をやっていくと、やはり公庫の次のあるべき姿が見えてくるというふうになっていないと、何か我々としても評価のしようがないように思います。それはピントがずれた議論なんではないでしょうか。

実は、ここに書かれた目標数値はあまり気にしていないんです。それは達成していけるんだと思うし、チェックもできるし、わりとそんな前向きなことではこれをやりますということではないので、やっぱり経費を削減していきますとか、人を減らしていきますとか、そのあたりをちゃんとやりましたかという類いのものが数字の中で多いので、これができるだろうということは別に想像にかたくないし、それをチェックすること自体は問題じゃないと思うんです。ですから、こんなにいろいろな各界の方がいらっやって見ていくときに「ちゃんとやりましたか」というだけだったら、別に誰でもできるので、それよりも、機構に至る経緯として、かなり真剣に公庫は要らないんじゃないかと言われたものを、こうやってあえて残してやっていくんだから、5年後にも、あるいはその過程で本当にちゃんと役に立っているだろうかということをある程度定性的に議論していくということは大事だと思っていて、その部分をどういうふうに見るかということを決めておきたいんですね。数字のほうは全然心配していないし、特に大きな問題がないと思っているんですが。

【住宅金融公庫 吉井理事】 よろしいですか。目標を与えられて業務を遂行するほうの立場で申し上げるのもあれなんですけど、私どもとしては前回のものに今回新しく中期計画、中期目標に前文も加わったりしましたが、住宅金融支援機構が住宅金融公庫を代替する業務としてこのような我が国の住宅ローンの中でこういう役割を果たすんだということははっきり明確に書かれたと思っております。大垣委員がおっしゃるようないろいろな質の確保みたいなところとか、住宅ローンのいろいろなやり方等についてはなかなかきちんとしたメルクマールをはっきり書いたような形にはなかなか難しいだろうと思うんですが、定性的には、例えば融資保険や保証型についてもきちんと質の確保をしるみたいなことが書かれてございますので、この与えられたところは

私どもが今度業務をやっていく上でそれぞれきちんと対応しながらやっていかなければならないと思っております。ただ、そこがなかなか多分、私どもの仕事の性格としてもあれかもしれませんけど、きちんとここまでやればいいというようなところは、具体的なところはなかなか出しづらいなかなと思っております。前回の第1回の委員会で示されましたが、その中で数字をもって示された指標もたくさんございますので、そういうものについてはきちんと対応していかなければならないと思っております。

ちなみにという誠にも失礼なんですけれども、財務省のほうの独法評価委員会もございまして、そこでも、こう言うのは何ですけど、独法としてはどういうのを目標にしていくんだらうかと。例えば、財務的には赤字から脱却もなかなか難しいでしょうし、それから、どうも事業量の目標というのも立てづらいうので、そこはどうすればいいんでしょうかみたいなお話もありまして、確かに市場を補完するような立場の私どもとして、そういうところはなかなか難しいんですが、ただ、全体の我が国の住宅金融の中で証券化を通じて長期固定ということをいかに達成していくか。その中で自立的な経営をいかに行き役割を果たしていくかということ、先生方のご指導をいただきながらやりたいという議論がございました。

【大垣委員】 いいですか。だから、これを5年後にどうやって立てて行くかという目標ですよ。来年までにやれと言っているわけではないわけだから、ここでさっきの話に戻れば、「住宅ローンの融資に際して適切な融資審査の推進に努めること」ですよ。これも努力をするとしか書いていないんですよ。こんなことだったら、と の間に例えば、「借入人の属性のみならず、融資対象の物件等の信用力も勘案しつつ、より個人の信用力のみ依存しない融資選別の方法が可能でないか検討する」と書いて何が悪いのかと。すなわち、その程度のことしか書いていないことがいっぱいあるので、「努める」とか「配慮する」とか、要するに何でも「頑張りました」と言えば終わりという、こんなのを民間の会社では僕らは目標と言いません。だから、こういうものをいっぱい書いて目標なんだったら、そういうことを書いたって何にも困らないじゃないですか。それなのにあえて書いていないんだから、やらないということですねということが言いたいわけです。

【佐々木住宅資金管理官】 MBSにしても、具体的な貸付条件につきましても、新機構が基準を決める際には我々と協議をして決めますし、年度の計画につきましても、主務大臣として財務省と協議をして確定します。本来その年度計画というのは機構が主務大臣に協議して、当評価委員会の分科会にかける案件ではございませんけれども、そういうご意見が強くございましたので、委員の皆様方に各年の計画をお伝えしたいと思います。

【大垣委員】 いや、各年はいいんですけど、こういうものにすら、そういう夢みたいなことが一切書かれないというのが、何か「それじゃ、このままどこに行くんだらう。このとおりやっていて、5年後に大丈夫なんですか」ということについて、何か考えるというのが1つぐらい入っていてもいいような気がするんですけど。・・・もう結構です。こういうことなんでしようから、これ以上言っても無駄だと思います。

【住宅金融公庫 花岡総合企画部長】 私が申し上げるのもあれかもしれませんが、この中期計画は別に一度お決めいただいたら5年間そのまま決まっているわけではございませんので、

そこは別途いろいろ前向きのご議論をいただく場はあるわけでございますので、そこではいろいろ自由にご議論いただいた上で、それが実行に近づいてきた段階でいろいろな方面の調整をしてこの中期計画に途中で修正して盛り込ませていただくといったようなことは、一般的にあり得ることではないかと思っております。我々としても5年後にここに書いてあることしかやらないといったつもりで、少なくとも決めきっているわけではありません。それはものによっては法律改正が必要なこともございます。単純に言えば、去年の夏のワーキングでご議論いただきましたREMICとか、ああいったようなものについては多分法律改正が必要ではないかと思っておりますけれども、そういったようなものについても今後いろいろとこの場でご議論いただいて、こういったようなものを書き込める段階で書き込んでいくということになるのではないかと考えております。今のはあくまでも1つの例示ということでございますけれども。

それから、評価ができる、できないというお話でございましたけれども、例えば、先ほど来お話がございました技術的な質の確保といったようなことにつきましては、現段階ではいろいろな方、金融機関の方あるいは住宅事業者の方と調整しなければいけない部分がございます、こういう方式でやるといふように決めきすることは必ずしもできないわけでございますけれども、少なくとも1年後に評価をお願いするときには、具体的にこういう取り組みをやったとかいうことをご報告するという事で、単に「配慮しました」ということではない形でご報告したいと思っております。

【村本分科会長】 よろしいですか。私が経験しているぐらいの話しかできませんが、少なくとも中期目標とか中期計画で「努める」と書いてあれば、相当やらなきゃいけないというふうになっていますね。やらなくていいということではない。ですから、それを評価委員会でチェックするわけで、「努める」と書いてあったけど、それは単なる努力をしたんじゃないという評価はされると思いますし、「実施する」といったら、ほんとうに実施しなければいけないマストの話になりますし、だから、その辺はこれから評価のやり方によって実行したか出てくる話ではないかなという感じがちょっとしておりますが、これ以上強く書けというご要望であれば、またそれは検討しなければいけないのかもしれないかもしれませんが、そこでニュアンスがマストと若干甘いものがあるのかなという気がちょっとしますけれども。書いた以上やらざるを得ないということだと思います。

さて、ほかにご意見はありますか。細かいところでまだ直さなきゃいけない部分も多分あるんじゃないかと思っておりますので、またご意見をいただくことといたしまして、とりあえず積み残した中期目標、中期計画については、原則これをベースにご承認いただくという扱いにさせていただければありがたいと思います。なお、修文すべきところがあればご指摘を後ほどいただければと思っております。

さて、残りの業務方法書以下の問題が残っておりますので、1つずついきましょう。それでは議題の2で業務方法書についてお願いします。

【笹川証券化支援対策官】 住宅局の笹川でございます。それでは私のほうから業務方法書と、役員の報酬等の支給基準につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバーで申しますと、資料2と資料3 - 1と資料3 - 2になりますけれども、いずれも

条文で細かく書かれておりますので、参考資料の4、5、6を使いまして、ポイントについて説明いたします。お手元の参考資料の4を用いまして業務方法書についてご説明いたします。

まず、業務方法書を策定する根拠でございますが通則法第28条に基づきまして作成するものでございます。業方書自体は独法が業務の開始に当たりまして作成しますが、その際に主務大臣の認可が必要になります。さらに、主務大臣の認可に当たりまして、独法評価委員会の意見を聴取するというところでございますので、本日お諮りしている次第でございます。また、認可後は遅滞なく機構が業方書を公表するという手続になります。

次に、その構成についてご説明申し上げます。業方書で定める事項は省令で規定することになっておりますが、今回の業方書は大きく1章から9章の構成になってございます。まず1章で総則で業務運営の基本方針について定めるといことと、2章から7章がポイントになりますけれども、各業務の実施方法の基本的事項について定めるといこと。さらに8章で委託の基準、9章で入札関係の基本的事項について定めております。

続きまして、項目ごとに説明いたします。まず、第1章総則でございますが、(1)で、業務運営の基本方針として、中期目標等の達成のため、中期計画等に基づきまして業務の適正・効率的な運営に努めるということと、運営の状況につきまして積極的に国民に明らかにするという趣旨で、情報公開も積極的に進めるということの規定しております。(2)で適正かつ公正な審査これは先ほど来、話に出ておりますけれども、融資選別をしないという趣旨でございますとあわせて元利金の確実な回収に努めるということを想定しております。

第2章では、買取型の証券化支援業務について規定しております。まず、機構が譲り受けることができる貸付債権の要件を定めておりまして、貸付債権の償還期間の制限とか、金利のタイプ等について規定しております。(2)では、債権を買い取る金融機関とあらかじめ債権譲り受けの契約を締結するという旨を規定しております。

第3章は保証型の証券化支援業務について規定しております。具体的には、機構が行う債務保証の範囲は債務の履行期日等の範囲内にするとか、もしくは債務保証の履行の方法について規定しております。

第4章は融資保険でございますけれども、従来、融資保険につきましては、約款が大臣認可事項でございましたけれども、融資保険法改正によりまして、約款が大臣認可事項でなくなりますので、業方書で必要な事項について規定するという趣旨です。具体的には、保険が成立する貸付けの要件とか、契約が約款によること、さらに約款に定めるべき事項を定めております。

第5章は情報提供関係の業務でございますけれども、これにつきましては国民の健全な資金計画の策定に資すること及び良質な住宅の普及を図ることを旨とすべきということを定めております。

第6章は直接融資関係でございます。従来、直接融資については公庫法で細かく貸付けの要件を定めておりましたけれども、機構法は他の独法の法律との並びでシンプルな規定になりました。その一方で、機構の行う直接融資につきましては民業補完ということで従来の公庫がやっていた直接融資から相当限定的に規定しており、また、公庫時代に行っていた直接融資よりも広がるということはございませんので、業方書におきまして、従来公庫法で書かれていたものと同様の条

件を限定しております。具体的には、貸し付けを受けることができる者の要件とか、貸付金の限度、償還期間を主務大臣と協議して機構が定めるということを規定しております。特に金利関係につきましては、従来は業方書で具体的な金利を定めておりましたけれども、機動的に対応する必要があるということで、今回は「機構が定める」という形にしております。

第7章は団体信用生命保険関係でございます。これにつきましては契約をできる者の範囲とか、約款に定めるべき事項を規定しております。

第8章は業務の委託関係でございますけれども、受託機関は法令等の諸規定に従って業務を処理するという、機構が手数料を支払うということと、業務を行う際には委託契約等に従う旨を規定しております。

第9章は競争入札の関係でございますけれども、これは他の独法と同様の並びの規定で、一般競争を基本としつつ、指名競争、随意契約によることができる旨、また、契約の相手方は最低価格をもって申込みをした者とするということを規定しております。

以上、業方書の概要でございます。

続きまして、資料5を使いまして報酬規程の概要について説明いたします。

機構の役員の報酬及び退職手当につきましては、通則法第52条により、機構が大臣に届出をするということになっております。また、大臣が独法評価委員会に通知をいたしまして、独法評価委員会から意見の申入れができるという規定になっております。今回お諮りする次第でございます。

まず1番目、給与の種類でございますが、大きく俸給、特別地域手当、期末手当及び通勤手当の4種類でございます。2で俸給について書いてございますけれども、理事長114万1,000円、副理事長97万9,000円等について規定しております。さらに、特別地域手当ということで、国家公務員に準じまして、平成19年度におきましては東京14%、大阪12%ということで、平成18年度に比べまして、それぞれ国家公務員と同様に1%アップしております。次に、期末手当でございますが、基本的な取扱いといたしまして、国家公務員に準じて算出するというところでございます。基礎額につきましては記載している数式のとおりでございます。基礎額をもとに期別の支給割合を掛けまして期末手当の額を算出するというところでございます。さらに、職務実績に応じまして業務の実績に関する評価結果を勘案の上、100分の10の範囲内で理事長が増減額をできるということを規定しております。通勤手当につきましては国家公務員に準拠いたしまして支給するというところでございます。

参考資料6は退職手当の関係でございます。支給対象といたしまして退職、解任、死亡した場合ということで、職務上の義務違反の場合には支給しないというところでございます。退職手当の額でございますけれども、1月当たりの額につきましては、退職日の俸給月額 $\frac{8}{10}$ に業績勘案率を掛けた額となります。さらに、退職手当の額は1月当たりの額に在職期間の月数を掛けまして退職手当の額を算定いたしまして、業績勘案率につきましてはゼロから2.0の範囲で独法評価委員会において評価していただきます。また、退職手当における在職の取扱いでございますけれども、任命の日から起算いたしまして1月未満の場合には1月と計算する等を規定しております。退職手当の支給は、業績勘案率が決定した以後に支給するというところでございます。ま

た、勘案率が決定する前に暫定の勘案率を用いまして支給することができる旨、規定しております。

以上、概要の説明を終わらせていただきます。

【村本分科会長】 わかりました。今のご説明につきまして何かありますでしょうか。

【大垣委員】 よろしいですか。そうすると、業方書のほうは特にございませんが、報酬のところで、我々がやらねばならないのは、この評価に基づき増減するというゼロから2という部分なんだと思うんですが、これは例えば民間的な感覚でいくと、目標があるので、この重要度に応じてパーセンテージを決めて、例えば、一般管理費の低減を達成できたら達成度でいうと20%できたことにするなどのように積み上げていって、この目標の各項目の達成度の累積値が一定以上であれば1を超えるし、以下だと1を下回るとかというような何か客観的な表がないと、大まかに言われても「それは1だよね」というふうになって、それだとあまりここでやるのは難しいのだけど、そうは言っても日常どういうふうに行われているかさっぱりわからないので、今回の委員会のようにすごく短い時間でこのゼロから2の数字を決めないといけないのだとすると、多少何か成績表みたいなものであるとか、この目標の中で本当に重たいのはどれで重たくないのはどれだというウエート表のようなものを少し作っていただいていたほうがよいのではないかと。逆に言うと、うまくいったのなら、僕は2倍になってもいいと思いますし、できなかったんだたらゼロになるぐらいにさせられるというのが何か独法ができたときの議論の1つではなかったのかと思うのですが。

そういうことをやると非常識なことなんですか。

【村本分科会長】 おそらく来年の今ごろ出てくるのは多分マトリクスになっているいろいろな評価項目が出てきて、それについてAとかBとかつけるんですよ。そのトータルの数値の合計で一定値を超えていると、じゃあ1%加えるということになる。

【大垣委員】 そういうふうな枠組みとしては出ているんですね。なるほど。

【村本分科会長】 あるんです。細かいのが出てくるはずなんですよ。ただ、結論だけ言うと、うんと高いのをつけると、通りにくいみたいですよ。

【大垣委員】 そうすると、独法がこれは黒字になった後も、どんなにもうかっても、理事長の給料は増えないし、したがって傘下の職員の給料は増えないという構造になっているのですか。

【榊住宅局長】 実は委員長のおっしゃいますように、都市再生機構について評価をして、退職手当についてももう少し上の数字を出したほうがいいのではないかという委員の方もおられたんですが、なかなかそうもいかないようですね。

【大垣委員】 退職はそうかもしれない。

【榊住宅局長】 実はこの業績勘案率は、独法という制度をつくるときに、成績がよければ給料も上がるべきで、そのモチベーションがないと意味がないというのでつくった制度なんですよ。

【大垣委員】 私もそういう記憶があるので、結構反映されるのだと思っていました。

【榊住宅局長】 それはおっしゃるとおりだと思いますが、どの程度の運用になるかは別にして、それはご指摘のとおりだと思います。

【大垣委員】 いや、ちょっと迷走発言してよければ、やっぱり例えばMBSのプライシングの

標準的なものが過去Pオーバーで0.40だったとすると、これをやっぱり0.30で来年できれば、それだけ国民が便益を得るわけですよ。それはどれだけ得たかというのはちゃんと数字ではかれる便益なので、そういうものを達成された役員の方はそれなりにやっぱりちょっとぐらいいい思いをするということで国民に安いローンが提供されていくという感じのことを独法のすぐ最初のころは議論していたような気がするのです。

【榊住宅局長】 おっしゃるとおりです。

【大垣委員】 ゼロから2って、それなりのぶれ方だと思うので、やるんだったらやっぱりアップサイドも考えてやって、やってみるのも1つではないかと思ったりするんですけど。

【村本分科会長】 トライはできるんですよ。ただ、国交省全体の独法評価委員会で何か整合性がとりにくいということです。

【榊住宅局長】 なかなか難しいというのが実態なんですよ。

【大垣委員】 こういうことをしつこく申し上げるのは、証券化というのは、やっぱりマーケットの仕事なので、参加している連中はもう、信賞必罰というか、そういう訓練を受けている人たちなので、ニンジンをつら下げれば頑張るし、下がってなければやらないよという、わりとはっきりした世界なんですよ。機構をそういう仕組みを公的に支援する機関だといういちづけにするのだから、やはり、そういう方向性を考えられないだろうか。

もう1つそういう面でちょっと気になるのは、先ほどの計画の中で、人を雇いませんというのがあって、「専門性の高い業務において高度の知見を有する外部人材の登用を図る」と書いてある一方で、「人件費を削減」しますということが書いてあります。かつ、今計算してみたんですが、理事長の給料ですら、年俸2,000万円をちょっと下回るぐらいになります。これは例えばファニーメイのプレジデントと言われている給料に比べるとスズメの涙と言ったら怒られますが、恐ろしく安いので、それで2,000万円だと、申しわけないですけど、例えば「高度な知見を有する専門家」が来るかということ、最近の金融界のマーケットのプライスだと来ないと思うんですが、理事長より高い給料の人を雇ってもいい構造になっているのでしょうか。

【榊住宅局長】 建前を言えば「可能です」としか答えようがありませんが、なかなか難しいところがあります。

【佐々木住宅資金管理官】 局長からざっくばらんな話がありましたけれども、年度末にはちゃんときちとした業績を中期目標に基づいた表にして項目ごとに評価をしていただくと、そういう作業はさせていただきます。ですから、そのときに今おっしゃったようなMBSのすべての話とか、どこまで持ち込むかわかりませんが、検討してみたいと思います。

【大垣委員】 というのは、やっぱり総裁の給料が上がらないと、職員の給料も上げちゃいけないんだと思うんですよ。ですから、やっぱり総裁はぜひ「自分の給料を上げる」というようなことをやっていただいたらどうかと。

【住宅金融公庫 島田総裁】 よろしいですか、ちょっと。現実にはいろいろ組織内、国交省の皆さんとも議論しているんですけども、ここの業界は今おっしゃった証券業界のまっただ中で今、MBSの件で戦っているわけですけど、これは人を外から採ろうということになりますと、今の給与水準では全く不可能だという、現状はそういうことで、どうしたらいいのかなという私の立場

としてはそんなところですけどね。

【村本分科会長】 だから、大垣さんが言うように総裁の給料を上げるためには評価委員会が頑張って高くしなきゃだめだと主張するしかないと思います。ただ、別途言えば、ラスパイレス指数が高いとか、どこか別のところへまたボールが飛んできて「下げろ、下げろ」と言われますよね。

【住宅金融公庫 島田総裁】 それは我々は、私なんかがここにいますとフラット35の部分、これは営業という言葉がなかった組織らしいんですけども、ある意味で営業が必要になっているし、証券化のところはすべて市場原理で、その市場原理のグローバルなロジックの中で動いているわけですから、エクスパティズにしても行動力にしても普通のことじゃだめなので、全く民間の証券会社の方と同じ、あるいはオリジネーターですからそれより上のレベルの仕事をしなきゃいけないというのが我々の与えられた使命なんですけど、一方、報酬のほうはそういうことで今後の問題ではあると思います。

【大垣委員】 あと15秒だけ迷走発言を許していただければ、私は実は昔、勤めていた金融機関で最初の専門職というのになって、一般のラインを外していただいて給料を倍ぐらいにしていたことがあるんですが、その後、全員に会うたびに後ろから「よっ、高給取り」とかいろいろ言われて大変嫌な思いをしたし、それからもう一つは、そういう人が部下になると、その上司になる伝統的世界に生きてきた方はその人をどう評価していいかわからないので、結局その人が生かされないことになることも多いと思います。やはり、上から少し変えないと、なかなか専門家というのは根づかないこともありますので、ぜひファニーやフレディーがほんとうに積極的に一時期ウォールストリートから人を採ってあれだけの実績をあげた、もちろん、いいことも悪いこともあったと思いますが、いいことも随分あったと思いますので、人事制度も含めてぜひご検討いただければいいなと思います。

【住宅金融公庫 島田総裁】 はい。

【村本分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと愚問を1つ。資料の3-1の第3条に三として理事長、副理事長のほかに理事長代理というのがあるんですが、これは何ですか。失礼ですが、これはどういうお役目なのでしょうか。

【笹川証券化支援対策官】 理事長代理というのは機構法上は理事の内数でございますが、機構の代表権を有するのは、法律では理事長と副理事長でございますけれども、理事長、副理事長にもしものことがある場合にその代理人を通則法に基づきまして選任することができるということございまして、そういう意味では理事長、副理事長に何かある場合にその代理人として予定している理事のことでございます。

【村本分科会長】 わかりました。

業務方法書と、それから報酬規程、退職規程の専決はこれでよろしいでしょうか。特にいずれもなければそういう方向で進めさせていただこうと思います。

それでは、4番目、5番目ですか。長期借入金及び債券発行、償還計画、このご説明をお願いいたします。

【佐々木住宅資金管理官】 説明の前に1点お願いがございます。長期借入金、債券の発行につ

きましては、機構法上、それぞれ主務大臣の認可が必要になりまして、その際に当分科会に意見を聞かなければならないということになっております。一方で、住宅金融支援機構は金融機関であり、借入金、債券の発行等は市場の動向に応じながら毎月予定しておりますので、借り入れや債券の発行の都度、委員の方々にお集まりいただくことは現実的には難しかろうと考えております。したがって、今からご説明します平成19年度内の借入金及び債券の発行額のそれぞれの限度額を年度計画として包括的にご承認いただければということをご提案させていただきたいと思っております。

なお、平成20年度以降の年度ごとの長期借入金、債券発行、償還計画につきましても、本来であれば皆様方にお集まりいただいてご審議いただくこととなりますけれども、他に議題がない場合につきましては、運営規則にありますけれども、持ち回りという形で処理をお願いできればと考えております。

では、お願いします。

【淡野企画専門官】 それでは、私のほうから資料の4-1で長期借入金、資料4-2で債券の発行計画、資料5で償還計画の案につきまして、それぞれご説明させていただきます。一緒に参考資料の7のほうもご覧いただければと思っております。

まず、資料4-1と参考資料7の1ページ目のほうをご覧いただきたいと思っております。平成19年度の住宅金融支援機構が行う業務に必要な資金に充てるための借入金の予定でございますけれども、財政融資資金から300億円。こちらはすべて災害復興住宅の融資に関する借入れでございます。そして、民間からの借入金2,433億7,200万円。こちらはすべて財形住宅資金の貸付業務に係る資金調達のための借入れでございます。なお、中期計画のほうで1兆3,000億円の限度額として民間からの短期借入金を設定してございますけれども、こちらの範囲内で借り入れる短期資金のうち、事業年度内に償還できない借入金につきましては独法の通則法第45条第4項の規定に基づきまして評価委員会の意見を聞いた上で主務大臣の認可を受けまして、借り替えるという予定にしております。

参考資料の7の1ページ目のほうは、この長期借入金の過去の推移をお示ししております。平成13年度までは財政融資資金から貸付けの原資として非常に多額の資金を受け入れておりましたけれども、平成14年度以降は基本的にMBSの発行と償還金のほうを貸付けの原資としてございますので、財政融資資金の受入れは平成17年度以降は災害関連のみでございます。そして、民間金融機関からの長期借入金のほうはほぼ2,500億円前後のオーダーで推移してきてございます。

続きまして、資料4-2のほうで債券の発行計画についてご説明させていただきます。平成19年度の発行予定額でございますけれども、住宅金融支援機構債券の内訳といたしまして、貸付債権担保債券、MBSのほうは3兆3,444億円、一般担保債券、SBが3,395億円、マンション債券が500億円、そして住宅金融支援機構財形住宅債券を1,647億円予定してございます。

先ほどの参考資料の7の次の2ページ目でございますけれども、こちらは債券の発行額の推移を平成13年度以降お示したものでございます。政府保証債につきましては平成12年度と1

3年度のみ発行して、それ以降は発行してございません。それ以外のところでは、特徴といたしましては平成17年度以降、財政融資資金への繰上償還の原資として既往債権を証券化してございます。そちらのほうが平成17年度以降1.1兆円、1.2兆円、平成19年度予算上は1.2兆円の予定で計上してございます。あとは黄色い部分はその一般担保債券、S Bでございますけど、こちらは発行方式をM B Sについて見直す結果として平成19年度から拡大する結果になってございます。

続きまして、資料の5のほうの償還計画でございます。平成19年事業年度の償還計画でございますけど、こちらは長期借入金、住宅金融支援機構債券、住宅金融支援機構財形住宅債券、住宅金融支援機構住宅地債券に関しまして、表に記載されてございます償還計画額で予定してございます。

こちらは先ほどの参考資料の次の3ページ目に償還額の推移についてもお示ししてございます。政府資金（財政融資資金及び簡易生命保険資金）につきまして平成19年度は平成18年度に比べて増えてございますけれども、こちらの要因といたしましては任意繰上償還を2.7兆円予定しているということが影響してございます。あとは基本的に住宅金融支援機構債券をS種の発行に伴って近年拡大してきているということが特徴でございます。

そして、参考資料の次の4ページ目は平成19年度の予算ベースで住宅金融支援機構全体の資金フロー、上が収入、下が支出、右横から国からの一般会計で受け入れる分を資金循環図として全体を整理したものでございます。先ほどの資料4-1でご説明させていただいた内容がほぼ上の収入の住宅金融支援機構債券、財政融資資金と民間借入金のほうでございまして、資料4-2でご説明させていただいた内容が住宅金融支援機構債券と財形住宅債券等のお示ししてございます。そして、支出のほうで償還が行われる住宅金融支援機構債券、財形住宅債券と、財政融資資金、民間借入金、これらがほぼ資料5のほうに対応しているという状況でございます。

以上でございます。

【村本分科会長】 資料4-1、4-2、資料5ですけれども、借入金計画、あるいは債券の発行計画、償還計画ですが、何か質問はございましょうか。

【後委員】 すいません、質問させてください。

関係がわからないので教えていただきたいのですが、中期計画の予算ではこの5年間に政府の出資金が2,646億円となっているんですが、それはどういうふうになって、どういう用途といたしまして、どういう扱いになるのでしょうか。教えてください。

【淡野企画専門官】 よろしいでしょうか。補給金のお尋ねでございますので、再び資料の1-2をご覧くださいませ。

【佐々木住宅資金管理官】 出資金でございますか？

【後委員】 出資金です。

【淡野企画専門官】 すいません。聞き間違えました。出資金のお尋ねでございますけれども、資料1-2の別表1のほうに政府出資金として2,646億円を計上してございます。この主な内訳でございますけれども、一番大きなものは平成17年度から行ってございます優良住宅取得支援制度、バリアフリー、省エネ、耐震、そして平成19年度からは耐久性、可変性に優れた住宅、

これらにつきまして金利の引下げを行うための出資金を一般会計から支出してございまして、独法一期中も引き続き国からの出資金でこちらの事業を推進するというのが中心でございます。また、平成19年度からはMBSの発行様式の見直しに伴いまして、ALMリスク対応のための出資金を一般会計から支出するという予定にしております。そちらにつきましても優良住宅の取得支援とあわせまして出資を行うという予定にしております。

【後委員】 じゃあ、この表の中には入っていないということ。

【淡野企画専門官】 2,646億円の内数になってございます。

【後委員】 内数。

【住宅金融公庫 吉井理事】 今の4ページのこの表ですと、一番右のほうに一般会計の上のところ、黄色い矢印のちょっと上ですが、補給金2,277億円、交付金473億円の下に一般会計出資金660億円とございますが、これが今年平成19年度単年度分で、それを今後独法期間中になると2,600億円になるという意味でございます。

【後委員】 はい。

【村本分科会長】 ほかにいいでしょうか。

先ほど佐々木管理官からの持回りですが、ほかに議案がない場合には持回りで借入金の承認をするということですね。それをご承認いただく案件ですか？

【佐々木住宅資金管理官】 そうです。もともと運営規則で時間がない場合とかは持回りができるということになっておりますので、また会長ともご相談をしながら、平成20年度にまたこういうほぼ同額の額だけの話でお集まりいただくのも恐縮ですので、その場合は分科会長にご相談して、よろしければ持回りさせていただきたいと思えます。

【村本分科会長】 そういう扱いにすることがあるけど、それでいいですか、そういうことですね。

【佐々木住宅資金管理官】 はい。

【村本分科会長】 わかりました。特別急いでいるわけではありませんが、資料の4-1、4-2、資料5について、もしご異論がなければこの案で承認いただければと思います。

議事にかかわる分は以上であると思えますけれども、この際、ご意見があれば発表していただいて、あるいは全体で質問が、浅見委員から何かご意見があれば言っていただければと。

【浅見委員】 先ほどのちょっと大垣委員から議論があったんですけども、できれば中期計画の中で、特に何が重要なのか、おそらく財政的な自立というのが1つ非常に重要そうなところだとは思いますが、何かメリハリがわかるほうがいいかなと。これは比較的平板に書いてあるので、ちょっとわかりにくいと思うんですね。その辺を今後少し中期計画をおつくりになるときに考えていただきたいかなという感じがいたします。あくまで一般論で申し上げます。

【佐々木住宅資金管理官】 第1回目のときに数値目標等を整理させて配らせていただきましたけれども、再度今回修正した分もございまして、整理してお送りします。

【村本分科会長】 それで、実際に評価をする局面になったときに、大体どういうことが重要になるかみたいなことが少しはイメージできるようなものがないと思うんですけど。

【佐々木住宅資金管理官】 わかりました。

【村本分科会長】 大森委員。

【大森委員】 このまま頑張っていたいただければと思います。結果だと思うので。計画を立てると大体何かすべて達成できちゃうようなイメージが我々にもあるんですけど、1年後とかどういう結果になるのか、評価の仕方だと思うので、それだけだと思います。

【村本分科会長】 評価の仕方もきっちり議論しないといけないこと。
櫻井委員。

【櫻井委員】 今の点と関連しますと、定性目標の達成度をどういうふうに評価するのかというのは、非常に本質的な問題で、下手をすると先祖返りするので、先祖返りというのは要するに定性的な評価では客観性、反証可能性がないので、検証可能性がちょっと乏しい。だから定量的な評価というものをシンボリックにセットするというのが今の第三者評価制度の基本だと思うんですけども、なるべく制度が成熟していくのが好ましいと思いますので、少しでも制度が進むように、その定性目標をどう扱うのか、それから評価についても総合評価をどういうふうに標榜するのかという点についてぜひ議論をしてもらいたい。多分こういう分科会ではなくて、別途評価制度そのものの検討会みたいなのがほんとうは省全体で必要なのかなというふうに思っております。以上です。

【村本分科会長】 深田さん。

【深田委員】 きょうは特にありませんが、私は評価をすること自体はあまり自分の専門分野ではないのですが、「4月から公庫がなくなるということでは何が変わるんですか」といろいろな人に聞かれて、おそらくこの一、二カ月はそういうことを注目されると思うんですが、ごく普通の一般の人から見てほんとうに公庫ってどういうふうになって、自分たちの生活にどういうふうに必要なのかというのは、どんなふうに伝えていくべきなんだろうというのは私の課題でもありますし、あとはきょうみたいな話じゃないところで、普通の人から必要だと思われるようにするには、どんなふうに見せてきてもらえると、公庫の人たちから表現をもらえるとお伝えしやすいのかなというのは考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【村本分科会長】 せっかくですから、島田総裁、今のご意見も踏まえて。

【住宅金融公庫 島田総裁】 きょうは大変お忙しい委員の皆様にご意見をいただきましてありがとうございます。

いろいろございますけれども、この中期計画の方向性についてかなり明確にご指示をいただけたと思います。これをいかに我々が着実に実行し、先ほどからご意見がありますように計画のための計画ではまずいので、これを実現していくということが重要なことだと思っております。

我々はそういうわけで4月1日から今、深田委員からもご発言がありましたように独立行政法人に変わります。組織内で毎日のように口を酸っぱくして私も申し上げているんですが、今までとは違って、入口も出口もと申しますか、資金の調達に関しては証券市場で調達をする。これはMBSを発行して調達をするわけですが、証券化によって調達する。それから、フラット35という商品で長期固定ローンを継続的、安定的に提供していく。そのためには今までのようにただ待っていたのではだめで、どういうメリットがあるのか、そして国民の皆様はどういうふうになんかお役に立つローンなのかというようなことをご理解していただくためのいろいろなPRとい

いますか、IRを含めたPRも重要になってきていると。したがって、仕事のやり方も受け身ではなくて、積極的に前向きにどうしたらいいかということをも一人一人の職員全員で考える。

全体としての方向性はもう既に我々の企業理念として昨年4月につくってありますので、これはもうはっきりしているわけです。透明性と効率性の高い組織をつくって、日本の住環境の整備といいますが、向上のために尽くしていくと。これは住宅金融を通して尽くしていくわけですが、いずれにいたしましても、その実現のためには定性的にはいろいろここにご指摘のあることを一つ一つ着実にやっていく。ただし、今までとは違って、プライオリティーマネジメントといいますが、経営資源の傾斜配分というか、その重要度に順番をつけてメリハリをつけた実行をして一種の経営をしていかなければいけないと思っています。

定量面としては一番大事なことは独法一期5年の間に単年度黒字化するということと、独法二期の間に一期中に発生した繰越損を一掃するという、大きな目標がございます。それから、もう一つは独法一期中にこの補給金ですね、今まで三千数百億円を大体いただいているわけです。この補給金もゼロにして、運営できるようにするということとありますので、これはそう簡単なチャレンジではないとは思いますが、何とか全力を挙げてやっていきたいと、こういうふう思っております。

そのためには、我々が証券化におけるプロフェッショナル集団にならなきゃいけないし、住宅ローンに関して、あるいは住宅金融に関してもっと広い意味では日本の住宅環境の整備という意味でも、職員全員がもっと習熟、その分野におけるプロフェッショナル集団となるということによって、我々の組織が生産性の高い、効率性の高い組織になるということも重要だと思っております。

いずれにいたしましても、これからやることはたくさんございまして、非常にそう簡単ではございませんが、皆さんのいろいろなご助言、ご支援を得ながら、全力を挙げて目標に向かって進んでいきたいと思っております。我々は一歩民に近い組織になるわけでありまして、一番重要なのは職員の全員の意識改革だということも大いに自覚しているわけです。今後ともよろしく願います。

【村本分科会長】 ありがとうございます。またこの評価委員会というのは機構と別に相對峙して何かをしようという組織ではなくて、むしろそれをサポートして、できるだけうまくエンカレッジしていこうという組織だと思っておりますので、ぜひこれから相携えてやれるような環境になってきたらいいと思います。

本日の議事は以上でございますが、この分科会の結論をもって評価委員会の結論とするということでございますので、この2回の審議結果は国交省の独立行政法人評価委員会の木村委員長にご報告してご同意を得たいという扱いにさせていただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。事務局、何かございましたら。

【佐々木住宅資金管理官】 本日はどうも長時間ありがとうございました。

本日の審議内容につきましては評価委員会の情報公開規則に基づきまして、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様方にお諮りいたしましてから公表いたしたいと考えております。

それから、先ほどご提案させていただきましたとおり、長期借入金、債券発行及び償還計画に

つきましては、来年度分につきましては限度額をご承認いただきましたので、個別に委員会を進めさせていただきたいと思ひますし、平成20年度以降につきましても、分科会長とご相談の上、議事がそれしかない場合には持ち回りを行うことも含めて対応してまいりたいと思ひます。いずれにいたしましても、今後評価は非常に重要になっておりますし、各先生からも評価についてのあり方の宿題をいただいておりますので、次の大きな議題である実績評価に向けて新機構ともよく調整をして、有意義な議論がいただけるように準備をしてまいりたいと思ひます。

どうも本日はありがとうございました。

以 上